

指定地域密着型（介護予防）サービス事業の代表者・管理者等に必要な研修について

	対象者	実践者研修※ ¹ 又は 基礎課程※ ²	認知症対応型 サービス事業 管理者研修	小規模多機能型サー ビス等計画作成担当 者研修	認知症対応型 サービス事業 開設者研修※ ⁴
(介護予防) 指定認知 症対応型共同生活介護	管理者	○	○※ ³	—	—
	計画作成担当者	○	—	—	—
	代表者	—	—	—	○
(介護予防) 指定小規 模多機能型居宅介護	管理者	○	○※ ⁴	—	—
	計画作成担当者	○	—	○	—
	代表者	—	—	—	○
(介護予防) 指定認知 症対応型通所介護	管理者	○	○※ ⁴	—	—
指定複合型サービス	管理者	○	○※ ⁴	—	—
	計画作成担当者	○	—	○	—
	代表者	—	—	—	○

例) 認知症対応型共同生活介護の管理者であれば実践者研修（又は基礎課程）に加えて、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了する必要があります。

※1 都道府県及び市町村において、18年局長通知及び18年課長通知に基づき実施される実践者研修もしくは都道府県及び指定都市において、17年局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたもの。

※2 「痴呆介護研修事業の実施について」及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」に基づき実施されたもの。

※3 認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度のみ）を修了した者は認知症対応型サービス事業管理者研修を受講した者で見なされます。

※4 各研修には国よりみなし措置が示されているものがあります。みなし措置が示されているものは以下のとおりです。

(介護予防) 指定小規模多機能型居宅介護	管理者	<p>(1) 平成18年3月31日までに実践者研修又は旧痴呆介護実務者研修(基礎課程)を修了した者であって、平成18年3月31日に現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者</p> <p>(2) (1)のうち指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者の職務に従事していた者については「認知症高齢者グループホーム管理者研修」を修了した者</p>
(介護予防) 指定認知症対応型通所介護		
指定複合型サービス		
(介護予防) 指定小規模多機能型居宅介護	代表者	<p>下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了している者と見なして差し支えない</p> <p>ア 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修 都道府県及び指定都市において、17年局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたもの</p> <p>イ 基礎課程又は専門課程 都道府県及び指定都市において、12年局長通知及び12年課長通知に基づき実施されたもの</p> <p>ウ 認知症介護指導者研修 都道府県及び指定都市において、12年局長通知及び12年課長通知並びに17年局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたもの</p> <p>エ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 都道府県及び指定都市において、「介護予防・地域支えあい事業の実施について」(平成13年5月25日老発第213号厚生労働省老健局長通知)に基づき実施されたもの</p>
(介護予防) 指定認知症対応型共同生活介護		
指定複合型サービス		